

第6回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部会議

平成16年8月2日 11:00～

市長応接室

市長、小野崎助役、松谷助役、収入役、市長公室長、総括審議監
環境事業部長、人・自然共生部長、農林振興部長、
行政管理部長、経営管理部長、都市建設部長、基盤整備部長、
上下水道事業部長、工事検査室長、市民参画政策室長、
市民健康政策室長、教育政策室長、まちづくり推進政策室長、
その他

1. 第6回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部会議について

- ・ 産業廃棄物不法投棄問題についてそれぞれの分野で進展が見られる。
- ・ 第2回の検討委員会で検討されたボーリング調査は、52本のボーリングでそれぞれの地区の汚染状況を調べ、来年の3月頃に結果を出す予定である。
- ・ 市の職員の協力により、現場で排出者等を判明できるものを調査した。7袋くらいの情報が得られた。これらについても排出者の特定につなげていきたい。
- ・ 情報公開検討委員会では最初から申し上げているように原則、情報は公開とし、公開できないよほどの理由がある場合のみ非公開とするとのことである。
- ・ 検証委員会から11月下旬を目処に報告を頂くということで、それを受けて厳正に対処していきたい。

2. 情報公開検討委員会の報告書について

- ・ 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に係る情報公開検討委員会報告書により、新しい公開基準等について確認した。
- ・ 公開の対象文書は(1)行政処分関連文書、(2)措置命令等行政処分に対する相手方からの回答文書、(3)行政指導関連文書、(4)公共工事に係るマニフェストの4つに分類した。
- ・ さらにそれぞれを 善商の椿洞に関する情報、 善商の椿洞以外に関する情報、 産業廃棄物全般に関する情報という区分により検討した。
- ・ (1)行政処分関連文書および(2)措置命令等行政処分に対する相手方からの回答文書について
 - ・ については現在も公開している。
 - ・ についても今までは法人の情報に関するということで一部非公開にしていたが、公益上必要であることから原則公開する。
 - ・ については措置命令にかかる文書について基本的には公開する。改善命令に係る文書について内容は公開するが、行為者の名称、特定される所在地番は非公開とする。但し、改善命令違反(履行期限を経過等)があれば、公開する。

- ・ (3) 行政指導関連文書について
 - ・ については現在も公開している。
 - ・ については一部非公開になっているが、これについても公益上必要であることから公開とする。
 - ・ については指導内容等は公開するが、行為者の名称、特定される所在地番は非公開。但し、同一事案について、措置命令等行政処分が出された場合については、行政指導関連文書は公開とする。
- ・ (4) 公共工事に係るマニフェストについて
 - ・ 今後のものは基本的には公開する。
 - ・ 公共工事を発注する時の仕様書に公開する旨を記載し、相手方の了解を事前に得ておく。
 - ・ 現在、善商にかかる事案については捜査・調査中であるので非公開。捜査・調査に支障をおよぼすおそれが無くなれば公開とする。

3 . インターネット等による情報公開について

- ・ 新しい公開基準の例により行うものとする。
- ・ 行政処分を行なった行為者の名称や所在地、不適正処理の内容、保管量、発令年月日、改善状況を公表する。
- ・ 改善命令に係る文書について不適正処理の内容は公開するが、行為者の名称、特定される所在地番は非公開とする。但し、改善命令違反（履行期限を経過等）があれば、公開する。
- ・ 行政指導（文書勧告）をしたものについては不適正処理の内容は公開するが、行為者の名称、特定される所在地番は非公開とする。但し、措置命令等行政処分が出された場合、公開する。
- ・ 情報については、その都度報道発表する。
- ・ 環境事業部環境指導室のホームページに掲載するものとする。（8月中旬掲載予定）